第12号議案

令和5年度京都府電気事業会計予算

(総 則)

第1条 令和5年度京都府電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

第 1 款 電 気 事 業 収 益

(1) 供給電力量

38,047,000キロワット時

465, 106千円

(2) 供給電力料金

460, 368, 000円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第 1 項	営業	収	益	460, 368千円
第 2 項	財務	収	益	2千円
第 3 項	事業	外 収	益	4,736千円
支			出	
第 1 款	電気事	業費用	1	470,683千円
			*	,
第 1 項	営業	費	用	451, 375千円
第 1 項 第 2 項	営 業 財 務			
	財務	費	用	451, 375千円

 第4項
 特別
 損失
 1千円

 第5項
 予備
 費
 1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額30,894千円は、過年度分損益勘定留保 資金30,894千円で補塡するものとする。)。

収 入

第 1 款 資 本 的 収 入 1千円

第 1 項 固 定 資 産 売 却 代 金 1千円

支 出

第 1 款 資 本 的 支 出 30,895千円

第 1 項 企 業 債 償 還 金 29,895千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事	項	期	間	限	度	額
令和5年度水力発電	施設整備費	令和5年度から	令和7年度まで			440, 000

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、30,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び事業外費用間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費

96,674千円

令和5年2月2日提出

京都府知事 西 脇 隆 俊